

栃木県農業総合研究センターにおける公的研究費の不正使用に対する取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知）及び「栃木県農業総合研究センターにおける公的研究費の運営管理規程」（令和2年8月1日制定）第19条に基づき、栃木県農業総合研究センター（以下「センター」という。）が公的研究費（以下「研究費」という。）の不正使用に対する措置等の取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、研究費の不正使用とは、センター又は研究費を配分する機関（以下「配分機関」という。）が定める規則等に違反して研究費を不正に使用、又は受給する行為等のことをいう。

(告発等の受付窓口・受理)

第3条 研究費の不正使用に関する告発等（機関内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など）を受け付ける窓口は次長兼管理部長とする。

- 2 次長兼管理部長は、不正の告発等があった場合は、これを受理し、最高管理責任者に報告しなければならない。
- 3 告発を受け付けた場合、最高管理責任者は、主管課に告発を受け付けたことを通知する。

(不正使用に関する告発)

第4条 告発は、申立書、電話、FAX、電子メール、面談などの手段により行うことができる。

- 2 告発は、原則として顕名により行われ、不正使用を行ったとする構成員、不正使用の態様等、事案の内容が明らかにされているもののみを受け付ける。
- 3 前項の定めにかかわらず、匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じて取り扱うことができる。

(告発者・被告発者の取扱い)

第5条 告発者・被告発者は公益通報者保護法により取り扱う。なお、単に告発をしたことや、告発されたことのみを理由に、研究活動の制限のほか、何ら不利益を受けないこととする。

(調査の要否)

第6条 告発等を受け付けた場合は、最高管理責任者は、次長兼管理部長を指揮して、告発等の受付から30日以内に内容の合理性を確認し、調査の要否を判断しなければならない。また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。

(調査委員会の設置)

第7条 最高管理責任者は、前条の規定により調査が必要と判断した場合は、公正かつ透明性確

保の観点から、告発者や被告発者と直接の利害関係を有しない第三者を含む調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（調査の実施）

第8条 委員会は、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について調査結果の公表まで告発者、被告発者の意に反して委員会関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

2 委員会は、不正の有無や内容、不正に関与した者やその程度及び不正使用の相当額等について調査を実施し、認定する。

3 委員会は、調査の結果を最高管理責任者に報告するものとする。

4 委員会は、最高管理責任者から調査の進捗状況等を求められたときは、これに応じなければならない。

（調査中における措置）

第9条 最高管理責任者は、必要に応じて調査対象となっている者に対して、調査対象制度の研究費の使用停止を命じることができる。

（配分機関及び主管課への報告等）

第10条 最高管理責任者は、第6条に規定する調査の要否について、配分機関に報告するものとし、調査が必要と判断した場合は、配分機関と調査方針、調査対象及び方法等を報告、協議しなければならない。

2 最高管理責任者は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況及び、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関及び主管課に提出するものとする。なお、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関及び主管課に提出するものとする。

3 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも認定された場合には、配分機関及び主管課に報告するものとする。

4 最高管理責任者は、調査の終了前であっても配分機関及び主管課の求めに応じて、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を提出するものとする。

5 最高管理責任者は、正当な事由がある場合を除き、配分機関への当該事案に係る資料の提出又は閲覧や、配分機関の現地調査に応じるものとする。

（懲戒処分等）

第11条 最高管理責任者は、不正使用が認定された者について、主管課を経由して人事課に報告するものとする。

2 不正使用が認定された者に対する処分は、「職員の懲戒の手続き、効果等に関する条例」（昭和26年9月13日 栃木県条例第45号）等に従う。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

公的研究費の不正使用に対する措置のフローチャート

農業総合研究センター

不正に係る告発等を受理

- 次長兼管理部長が窓口となり告発等を受理
- 次長兼管理部長は所長に報告
- 場長は30日以内に調査の要否を判断

告発を受理したことを通知

配分機関及び
経営技術課

調査委員会の設置、調査

- 利害関係を有しない第三者を含む調査委員会を設置する
- 必要に応じて、調査対象者に対し、当該研究費の使用停止を命ずる

調査方針等の協議

配分機関

指示

- 研究機関に対して必要な措置を指示
- 調査中における研究費の一時的執行停止

認定

- 不正の事実が一部でも認定された場合には、配分機関及び経営技術課に報告
- 告発等の受理から210日以内に最終報告書を配分機関及び経営技術課に報告

最終報告又は中間報告

配分機関

- 報告に遅延があった場合は、翌年の間接経費措置額を減額

経営技術課

- 不正使用が認定された者について人事課に報告